

官報号外 昭和三十二年三月十三日

○第二十六回 參議院會議錄第十三号

昭和三十二年三月十三日(水曜日)午前
十一時一分開議

議事日程 第十二号
昭和三十二年三月十三日

午前十時開議

第一 下級裁判所の設立及び管轄
区域に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第二 国会議員の選挙等の執行經
費の基準に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

右本委員会の決議を経て、參議院規
則第六十二条により要要求する。

昭和三十二年三月七日

運輸委員長 戸叶 武

参議院議長松野鶴平殿
裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一
部を改正する法律案

法務委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため參議院に送付した。
たゞこの専究法の一部を改正する法律
案(平林剛君外三十八名発議)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。
○議長(松野鶴平君) この際、日程に
追加して、国会法第三十九条但書の規
定による議決に関する件を議題とする
ことに御異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。

内閣から、国土総合開発審議会委員
会委員松平勇雄君の辞任に伴う後任者
を指名せられたいとの要求がございま
した。つきましては、この際、日程に
追加して、国土総合開発審議会委員及
び日本ユネスコ国内委員会委員の選挙
について本院の議決を求めて参りまし
た。

同日内閣から、国土総合開発審議会委
員である小澤久太郎君から同委員辞任
の申出があつたので後任者の指名を願
いた旨の要求書を受領した。
同日内閣から、日本ユネスコ国内委員
会委員である松平勇雄君から同委員辞任
の申出があつたので後任者の指名を願
いた旨の要求書を受領した。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を
送付された左の議案を委員会に付託し
た。

同日議長は内閣総理大臣に任命するこ
とを承認した旨回答した。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を
送付された左の議案を委員会に付託し
た。

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省
の手続を告曉いたしまして、いすれも
議長において指名せられんことの動議
を提出いたしました。

○議長(松野鶴平君) 私は、ただいまの宮田君
の動議に賛成をいたしました。
○議長(松野鶴平君) 宮田君の動議に
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。よつて議長は、国土総合開発
審議会委員に酒井利雄君、日本ユネス
コ国内委員会委員に西岡ハル君を指名
いたしました。

同日外務省国際協力局長河崎一郎君は
転任したので政府委員は自然消滅と
なつた。

同日外務省国際協力局長河崎一郎君は
転任したので政府委員は自然消滅と
なつた。

○議長(松野鶴平君) これより本日の
会議を開きます。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に
追加して、国会法第三十九条但書の規
定による議決に関する件を議題とする
ことに御異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。

内閣から、參議院議員二階堂進君を
海外移住審議会委員に任命することに
ついて本院の議決を求めて参りまし
た。

即日これを衆議院に送付した。
即日これを衆議院から予備審査のため左
の議案が送付された。よつて議長は即
日これを大蔵委員会に付託した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一一部を改正する法律案可
決報告書

備員井村徳二君の辞任を許可し、その
旨を本院事務総長から裁判官訴追
委員会委員長及び衆議院事務総長に通
知した。

昨十二日衆議院から予備審査のため左
の議案が送付された。よつて議長は即
日これを大蔵委員会に付託した。

同日委員長から左の報告書を提出し
た。
○議長(松野鶴平君) この際、日程に
追加して、国会法第三十九条但書の規
定による議決に関する件を議題とする
ことに御異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。

内閣から、參議院議員二階堂進君を
海外移住審議会委員に任命することに
ついて本院の議決を求めて参りまし
た。

村 昭和村」を「川中島町」に改め、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉科村」を削り、同表岩村田簡易裁判所の管轄区域の欄中「伍賀村」を「御代田町」に改め、「御代田村」及び「小沼村」を削り、同表三条簡易裁判所の管轄区域の欄中「福島村」を「栄村」に改め、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「今町」及び「大面村」を削り、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「水原村」・「寺野村」を削り、「杉野沢村」・「妙高々原村」を「妙高々原町」に改め、同表直江津簡易裁判所の管轄区域の欄中「水原村」・「寺野村」を削り、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田市」を「米山村」を削り、「南但町」を削り、同表八原町」に改め、同表次田簡易裁判所の管轄区域の欄中「味生村」・「味舌町」を削り、同表大阪池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田市」を「箕面市」に改め、同表次田簡易裁判所の管轄区域の欄中「味生村」・「味舌町」を削り、「三島町」に改め、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田町」及び「豊川村」・「鳥飼村」を削り、同表枚方簡易裁判所の管轄区域の欄中「寝屋川市」を「寝屋川市」に改め、「大東市」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田町」及び「美木多村」を削り、「平尾村」・「黒山村」・「丹比村」・「丹南村」を「美原町」に改め、同表富田林簡易裁判所の項を次のように改める。

富田	大坂府の内
南河内郡の内	富田林市 河内長野
市	
河南町 太子町 千早赤阪村	

村 昭和村」を「川中島町」に改め、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「古市町」を「南大阪町」に改め、「国分町」・「駒ヶ谷村」・「西浦村」・「埴生村」・「高鶴町」を削り、同表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「貝塚市」を「貝塚市」・「和泉市」に改め、「和泉町」及び「北池田村」・「北松尾村」・「南池田村」を削り、「貝塚市」・「和泉市」に改め、「和泉町」及び「北池田村」・「北松尾村」・「南池田村」を「貝塚市」・「和泉市」に改め、「和泉町」を削り、同表吉野簡易裁判所の項を次のように改める。

桜井	兵庫県の内
柳生	奈良県の内
添上郡の内	美方郡の内
桜井市	村岡町 美方町
磯城郡の内	柳生村 月瀬村
大三輪町 初瀬町	東里村 大柳生村 狹川村 山添村

同表柳生簡易裁判所の項及び桜井簡易裁判所の項を次のように改める。

田辺	和歌山県の内
和歌山市	田辺市
南部町	上富田町 大塔村
村 龍神村	牟婁町 中辺路町 日
大台	和歌山県の内

同表彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「日枝村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「和佐町」に改め、「日枝村」を「打田町」・「桃山町」に改め、同表海南簡易裁判所の管轄区域の欄中「安原村」を「東山東村」・「西山東村」・「西脇町」・「上岩出村」・「根来村」・「山崎村」及び「諏月村」を削り、「池田村」・「田中村」・「安楽川町」・「奥安楽川村」を「打田町」に改め、「有田郡」を「有田市」・「有田郡」に改め、同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「新宮村」を削り、「新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「小口村」・「三津ノ村」・「高田村」を「熊野川町」に改め、同表本宮簡易裁判所の項を次のように改める。

大台	和歌山県の内
多気郡の内	大台町 宮川村
度会郡の内	大杉谷村
大内山村	度会郡の内
紀勢町	大宮町

同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊明村」を「豊明町」に改め、同表新城簡易裁判所の管轄区域の欄中「八名郡」を削り、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「河芸郡」・「安濃郡」を削り、「安芸郡」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の項を次のように改める。

加計	広島県の内
山県郡の内	賀茂郡の内
筒賀村	西条町 寺西町 八本松町 志和町 高屋町 造賀村 河内町 豊栄町 福富町 熊野跡村
芸北町	

同表加計簡易裁判所の項を次のように改める。

昭和三十一年三月十二日 参議院会議録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

3 この法律において「認定出先機関」とは、支庁及び地方事務所以外の都道府県の出先機関のうち、そこで国会議員の選舉等の執行に關する事務が行われるもので、自治庁長官が当該事務の処理に要する経費を交付する必要があると認定したものをいふ。

一部を改正する法律案

第四条第三項中「一千七十五円」を「二千七百八十八円」に、「一千八百円」を「二千五百四十一円」に、「一千四百三十七円」を「一千四十円」に改める。

は「一千四百三十七五」を「一千四百十五」に改める。

投票区の
区市町村
区
市
町
村

三百人	五百人	五百人	選舉人數
未滿	未滿	未滿	
上滿未以	上滿未以	上滿未以	
人未以滿上	人未以滿上	人未以滿上	
人一千	人一千	人一千	
人三千	人二千	人二千	
人三二	人二一	人一五	
四八五	四三五	三八五	三三五円
三三五	二八五	二八五	二三五円

一万人以上未満	一六、三五四	一五七	一四九二	一三六九	八〇五五	七五
一万五千人以上未満	一七六〇	一五〇	一六一〇	一五六〇	八三三	六三
二万五千人以上未満	二〇三三	一六六	一八五九	一七〇三	一〇一三	八九九
三万人以上未満	三六八六	三三四	三一七三	一九九九	一二六六	一〇四四
三万人以上	三六八六	三三四	三一七三	一九九九	一二六六	一〇四四

第五条第四項の表を次のように改める。

選挙人數 開票区 開票日	区市町村		区		市		町		村	
	日曜日又は休日	市	日曜日又は休日	町	日曜日又は休日	村	日曜日又は休日	村	日曜日又は休日	村
一千人未満	四、〇一〇円	三、六六〇円	四、三九二	二、〇五八円	二、三五二	二、五二八	三、五二八	二、三五二	二、三五二	二、三五二
一千人未満	七、二一八	八、八二三	八、〇五二	五、五八八	五、四一〇	五、五八六	五、五八六	五、五八六	五、五八六	五、五八六
二千人未満	八、八二三	一、一、二二八	一〇、二四八	七、三五〇	七、三五八	七、九三八	七、九三八	七、九三八	七、九三八	七、九三八
三千人未満	一、四、八三七	一、四、六四〇	一、四、六四二	一、四、六四〇						
五千人未満	一、四、六四〇	一、八、四四六								
一万五千人未満	一、八、四四六	二、一、六五四								
二万五千人未満	二、一、六五四	三、万人大以上								

第五条第六項中「若しくは地方事務所所在地」を「、地方事務所若しくは認定出先機関所在地」に、「七百五十円」を「七百九十五円」に改め、同条第七項中「都道府県の支厅又は地方事務所」を「都道府県の支厅、地方事務所又は認定出先機関」に、「十二糸」を「十キロメートル」に改める。

参議院議員選挙会	区	市	町	村
衆議院議員選挙会	四九、四三〇	一三一、〇六二	一一〇、八四六	一〇六、七一二
参議院地方選出議員選挙会及び参議院議員選挙会				
衆議院議員選挙会				
参議院全国選出議員選挙会				

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府県の都道府県帶数	選挙	候補者数	候補者数	参議院全国選出議員選挙
(一)二十万未満上	二十万未満上	二十万未満上	二十万未満上	参議院全国選出議員選挙
(二)三十万未満上	三十万未満上	三十万未満上	三十万未満上	参議院全国選出議員選挙
(三)四十万未満上	四十万未満上	四十万未満上	四十万未満上	参議院全国選出議員選挙
(四)五十万未満上	五十万未満上	五十万未満上	五十万未満上	参議院全国選出議員選挙
(五)七十五万未満上	七十五万未満上	七十五万未満上	七十五万未満上	参議院全国選出議員選挙
(六)百万未満上	百万未満上	百万未満上	百万未満上	参議院全国選出議員選挙

第七条第三項中「若しくは地方事務所」を「、地方事務所若しくは認定出先機関」に、「若しくは地方事務所から」、「」を「、地方事務所若しくは認定出先機関から」に、「十二糸」を「十キロメートル」に改める。

昭和三十一年三月十二日 参議院会議録第十三号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(但し良質紙は二十円)
発行所
大藏省印刷局

東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四三一委員会